流山市建設工事における現場代理人常駐義務緩和実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、建設業者の受注機会の拡大を図るため、流山市建設工事請負契約約款で規定する現場代理人の常駐義務の一部を緩和し兼任を認める措置について、必要な事項を定めるものとする。

（現場代理人の資格要件）

第２条　現場代理人の資格要件は次のとおりとする。

（１）受注者と直接的な雇用関係があること。

（２）建設業法第７条第２項の規定による営業所の専任技術者ではないこと。

（対象工事等）

第３条　契約金額が２，５００万円未満の工事で、次の条件を全て満たす場合に現場代理人を２件まで兼任することを認めるものとする。

（１）流山市発注の工事であること。

（２）既に契約を締結している工事の契約金額が２，５００万円未満であり、他の工事において現場代理人をしていないこと。

（３）工事現場の安全管理、工程管理及び住民対応等に配慮できること。

（４）兼任する期間中はいずれかの工事現場に常駐し、緊急時には現場に急行できること。

（５）緊急時の対応が即座にとれるよう、流山市内に本店又は権限の委任を本市に登録している営業所等を有すること。

（手続）

第４条　現場代理人の兼任を希望する受注者は、落札決定後２件目の工事に係る現場代理人兼任申請書（様式）に現在契約している工事の契約書等を添付し、契約日から７日以内に工事所管課長に申請すること。

（兼任を認めない場合の取扱い）

第５条　第３条の条件を満たす工事であっても、災害復旧工事等の緊急性を伴う工事で常駐義務を緩和することが適当でないと判断される場合等は、常駐義務の緩和を行わないものとする。

（契約変更時の取扱い）
第６条　兼任をしている工事の内、いずれかの工事の契約金額が変更契約により第３条の条件を満たさなくなった場合においても、引き続き常駐義務を緩和するものとする。
（問題が生じた場合の措置）
第７条　常駐義務の緩和を認めた工事において、現場の管理体制に不備や事故が発生した場合は常駐義務の緩和を取り消すことから、直ちに新たな現場代理人を配置し主任技術者等選任届を提出しなければならない。
（現場代理人の責務について）
第８条　第３条の条件を満たし、常駐義務の緩和が認められた場合において、現場代理人が兼任する一方の工事現場に従事している時であっても、他方の現場代理人の職務を免じるものではない。
（留意事項）
第９条　上記のほか留意事項を規定する。
（１）現場代理人の兼任について、受注者が虚偽の申請等を行った場合は不正又は不誠実な行為として取扱うものとする。
（２）兼任する現場代理人が病気・死亡・退職等特別な場合で、発注者がやむを得ないと認めた場合は兼任の解除及び変更をする。
（３）第７条により新たな現場代理人を配置することができない場合は、発注者は解除権に基づき当該工事の契約を解除するものとする。

附　則

この要領は、平成２４年２月１日から施行し、同日以降に契約する工事請負契約について適用する。